

クウェート向け輸出牛肉の取扱要綱

1 目的

この要綱は、クウェート向け輸出牛肉について、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和 2 年財務省・厚生労働省・農林水産省令第 1 号）第 5 条に基づく衛生証明書の発行に関する手続を定めるものである。

2 定義

- (1) 「クウェート向け輸出牛肉」とは、クウェート向けに輸出される牛肉をいう。
- (2) 「と畜場等」とは、と畜場及び食肉処理施設（牛肉を分割し、又は細切する施設）をいう。
- (3) 「とさつ等」とは、とさつ、解体、分割及び細切をいう。
- (4) 「GCC」とは、湾岸協力理事会（Gulf Cooperation Council）をいう。
- (5) 「GAC」とは、湾岸承認センター（GCC Accreditation Center）をいう。
- (6) 「GSO」とは、湾岸協力理事会標準化機構（Gulf Cooperation Council Standardization Organization）をいう。
- (7) 「BSE」とは、牛海綿状脳症をいう。
- (8) 「WOAH」とは、国際獣疫事務局をいう。
- (9) 「都道府県等」とは、都道府県又は保健所設置市をいう。
- (10) 「都道府県知事等」とは、都道府県知事又は保健所設置市の市長をいう。
- (11) 「食肉衛生検査所等」とは、食肉衛生検査所又は保健所をいう。

3 クウェート向け輸出牛肉の要件

クウェート向け輸出牛肉は、以下の要件を遵守すること。

(1) 食肉衛生関係

- ア 都道府県等のと畜検査員が実施すると畜検査に合格した牛に由来し、人の食用に適すると判断されたものであること。
- イ GCC加盟国向け輸出牛肉取扱施設として認定されていると畜場等において、とさつ等が一貫して処理されたものであること。なお、当該と畜場等は、GAC及びGCC加盟国 1 か国の政府当局により認定されたハラールと畜証明書発行機関又はGCC加盟国のうち 2 か国以上の政府当局に認定されたハラールと畜証明書発行機関からハラール認証を受けていること。
- ウ GSO規則における残留物質等に関する基準に適合していること。
- エ 疾病管理のためにとさつした牛由来ではないこと。
- オ 日本で生まれ、飼育された牛由来であること。

(2) 家畜衛生関係

- ア B S E の確認された牛群由来でなく、B S E 又は他の疾病の兆候が見られない健康な牛由来であること。
- イ 反芻動物由来の肉骨粉又は脂肪かすを給餌されることがない牛由来であること。
- ウ 動物用医薬品（成長促進剤を含む。）又は農薬の使用時に獣医学的な適正使用（Good Veterinary Practices）が実施されている牛由来であること。
- エ 日本が、B S E に関してW O A H によって無視できるリスク国に認定されており、W O A H が推奨するサーベイランスプログラムを維持していること。
- オ 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）に基づき、家畜用飼料としての動物由来タンパク質の利用禁止等を定める B S E に関する規制が施行された日（平成 13 年 10 月 15 日）以降に生まれた牛由来であること。
- カ 日本が、口蹄疫に関してW O A H によってワクチン非接種清浄国に認定されていること。
- キ 輸出前 3 か月間に口蹄疫又はリフトバレー熱の発生がない都道府県で飼養された牛由来であること。

（3） その他

G A C 及びG C C 加盟国 1 か国の政府当局により認定されたハラールと畜証明書発行機関又はG C C 加盟国のうち 2 か国の政府当局に認定されたハラールと畜証明書発行機関が発行するハラールと畜証明書が添付されていること。

4 食肉衛生証明書の発行及び輸出検疫証明書の交付手続

（1） と畜場等に係る証明書類の提出

クウェート向け輸出牛肉を取り扱うと畜場等は、別紙様式 1 により、3（1）イの要件に適合することを証明する書類を添えて、当該と畜場等を管轄する都道府県等を通じ厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課宛て提出すること。

なお、提出した書類の内容に変更が生じたときも、同様に提出すること。

提出を受けた厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課は、当該と畜場等の施設番号、名称及び所在地についてクウェート当局に通知すること。

（2） 事前に揃えておく書類

ア クウェートに牛肉を輸出しようとする者は、3（2）ア及びイの要件を満たしていることを証明する確認書（別紙様式 2）の発行について、出荷元農場を管轄する家畜保健衛生所長に対し、依頼すること。なお、別紙 ZZ-01「一元的な輸出証明書発給システムについて」に規定する一元的な輸出証明書発給システム（以下「輸出証明書発給システム」という。）又は電子メールにより申請を行う場合にあっては、別添 1 によることとすること。

イ 当該家畜保健衛生所長は、証明内容について立入検査等により確認を行い、要件を満たしていることが認められた場合は別紙様式 2 により確認書を発行するとともに、確認書の原本の写しを、発行した家畜保健衛生所において最低 1 年間保管する。

（3） 食肉衛生検査所等への検査申請

4（１）の証明書類の提出がなされたと畜場等において、牛肉をクウェートに輸出するために牛のとさつ等をしようとする者は、と畜場法施行令（昭和 28 年政令第 216 号）第 7 条に規定する検査申請書を当該と畜場等を管轄する食肉衛生検査所等に提出すること。

（４） 食肉衛生証明書の発行

ア 食肉衛生検査所等は検査に合格し、かつ 3（１）の要件を満たす牛肉について、別紙様式 3－1 による食肉衛生証明書発行申請書が提出された場合、別紙様式 3－2 による食肉衛生証明書を別添 3 に従って作成し、発行すること。当該証明書は、原本を申請者に対し交付するとともに、原本の写しを、食肉衛生検査所等において保管すること。

イ 食肉衛生証明書で「製品名及び H S コード」及び「個体識別番号」の記載が複数あり、当該記載欄に収まらない場合には、「製品名及び H S コード」及び「個体識別番号」に「See Annex」と記載し、それぞれ別紙様式 3－3、別紙様式 3－4 に当該記載事項を記載して食肉衛生証明書に添付し、発行して差し支えないこと。

ウ 検査に合格した牛肉を認定と畜場等の外部の施設に搬出し、保管する場合であって、食肉衛生証明書の発行時点で荷送人、荷受人又は仕向地が未定である場合には、食肉衛生証明書の該当欄に「×××」と記載の上、証明書の仮発行であることを明記して仮発行し、申請者から当該記載事項の報告と併せて当該証明書の提出を受けた後に、当該証明書と同日付けで食肉衛生証明書を改めて発行すること。

エ 申請者は、交付された食肉衛生証明書に対応する牛肉についてロットの再構成等を行った場合には、速やかに当該証明書を返納すること。

（５） 農林水産省動物検疫所への輸出検査の申請

クウェートに牛肉を輸出しようとする者は、農林水産省動物検疫所に対し、以下の書面を添えて、家畜伝染病予防法施行規則（昭和 26 年農林省令第 35 号）第 52 条に規定する輸出検査申請書を提出すること。

ア （２）に基づく確認書の原本。

イ （４）に基づく食肉衛生証明書の写し（食肉衛生証明書の発行申請中である場合は、発行を申請した書面又は電子メールの写し。）。輸出証明書発給システムにより食肉衛生証明書の申請を行っている場合は、食肉衛生証明書の証明日及び証明書番号（食肉衛生証明書の発行申請中である場合は、申請年月日及び申請番号）。

（６） 食肉衛生証明書の原本の提出

申請者が（４）に基づく食肉衛生証明書の原本の交付を受けた場合は、農林水産省動物検疫所に対し、当該原本を提出すること。

なお、輸出証明書発給システムにより電子的な食肉衛生証明書の発行申請を行っている場合は、原本は、当該システムを介し、食肉衛生検査所等から農林水産省動物検疫所宛てに直接提出されることから、申請者による提出は不要となる。

（７） 農林水産省動物検疫所の輸出検疫証明書の交付

ア 農林水産省動物検疫所は、（５）による提出書類等により、クウェート向けに輸出が可能なものであることが確認できた牛肉について、申請者に対し、別紙様式 4 によりクウェートが求める輸出検疫証明書を交付するとともに、関係書類を保管す

ること。

イ 申請者は、牛肉の輸出に当たり、輸出検疫証明書の原本を当該牛肉に添付して輸出すること。

ウ 申請者は、上記により交付された輸出検疫証明書に対応する牛肉について、ロットの再構成等を行った場合には、速やかに当該輸出検疫証明書を農林水産省動物検疫所に返納すること。

5 不正防止事項

(1) 食肉衛生検査所等は、と畜検査等を経て梱包された後に不正が行われることを防止するため、以下の事項を行うこと。

ア クウェート向け輸出牛肉を直接個装する個々の容器包装又はそれらをまとめる容器包装（透明のビニル袋等）に別紙様式5の検査済証を貼付等すること

イ クウェート向け輸出牛肉の梱包（カートン等）についても、開梱時に破られるような方法で検査済証を貼付すること

(2) 食肉衛生検査所等は、(1)を行う上での管理方法及び管理記録に関する書類を作成すること。

(別紙様式 1 と畜場設置者等提出様式)

年 月 日

都道府県知事
保健所設置市長 殿

提出者 住所
氏名
(法人にあってはその所在地、名称、代表者の氏名)
電話番号

クウェート向け輸出牛肉取扱施設に係る提出書類※

クウェート向け輸出牛肉を取り扱う施設について、下記により提出いたします。
なお、提出後に、クウェート向け輸出牛肉取扱施設として施設の所在地及び名称が
公表されることを承諾します。

記

- 1 と畜場又は食肉処理場の所在地及び名称（法人にあっては法人番号）（日本語・英語併記）
- 2 設置者又は営業者の氏名
- 3 輸出牛肉取扱施設として認定されている G C C 加盟国の国名
- 4 添付書類：G A C 及び G C C 加盟国 1 か国の政府当局により認定されたハラールと畜証明書発行機関又は G C C 加盟国のうち 2 か国以上の政府当局に認定されたハラールと畜証明書発行機関による認証を受けたことを証する書類

※提出書類の内容に変更があった場合は、「提出書類（変更）」とすること。

年 月 日

動物検疫所長 殿

都道府県 ○○家畜保健衛生所長

クウェート向け輸出牛肉について

「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規定」(令和2年4月1日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定)の別紙KW-A1「クウェート向け輸出牛肉の取扱要綱」4(2)の規定に基づき、下欄1の牛について、下記2から4までを満たしていることを確認しました。

1. 輸出する製品の由来牛の詳細

個体識別番号	
飼養施設の所有者氏名又は名称	
飼養施設所在地	
申請者の名称	
申請者の住所	

2. 上記の牛は、反芻動物由来の肉骨粉および油脂を給餌されたことがないものです。
3. 上記の牛は、疾病の兆候が見られない、健康なものです。
4. 上記の牛が属する牛群では、BSEの典型的な症例が確認されておりません。

年 月 日

都道府県知事
保健所設置市長 殿

住所

氏名

(法人にあってはその名称、所在地、
代表者の氏名及び法人番号)

担当者 の 氏 名 :

所属部署 :

担当者電話番号 :

E-mail :

クウェート向け輸出牛肉の食肉衛生証明書の発行申請書

下記施設で取り扱うクウェート向け輸出牛肉に添付する食肉衛生証明書の発行を申請します。

記

1. 基本情報 (英語記載)

到着地		
荷送人 (輸出業者情報)	氏名 (名称)	
	住所 (所在地)	
荷受人 (輸入業者情報)	氏名 (名称)	
	住所 (所在地)	
と 畜 場	輸出認定を取得している G C C加盟国及びその認定番号	
	名 称	
	住所 (所在地)	
	と 畜年月日	
食肉処理施設	輸出認定を取得している G C C加盟国及びその認定番号	
	名 称	
	住所 (所在地)	
	製造年月日	
消費期限		
保存条件		☐ 冷蔵 ☐ 冷凍
保管・輸送条件		

ロット番号/Batch No.	
獣畜の種類	
合計梱包の数（数量・単位）	
合計総重量（Gross weight）	Kg
個体識別番号	

2．明細情報（英語記載）

製品名	HS コード

3．証明書の交付（受領場所）

- ☐ 郵送等による受領を希望
- ☐ 手交による受領を希望

(別紙様式 3 - 2 食肉衛生証明書様式)

クウェート向け輸出食肉衛生証明書

証明書番号：

証 明 日：

1. 積荷の詳細

(獣畜の種類)	(製品名及び HS コード)	(ロット番号)
(包装数)	(総重量)	(個体識別番号)
(保管・輸送条件)	(消費期限)	(仕向地)
(荷送人氏名)	(荷送人住所)	
(荷受人氏名)	(荷受人住所)	

2. 製品製造施設

施設名	施設番号	所在地
(と畜場)		
(食肉処理場)		

と畜年月日：

製造年月日：

製品の温度： ☐冷蔵 ☐冷凍

以下の内容を証明します：

- 1) 食肉は安全であり人の食用に適する。
- 2) 食肉が由来する動物（牛）は認定と畜場等においてとさつ及び解体から分割まで一貫して行われている。
- 3) 食肉が由来する動物（牛）は公的獣医師による生体検査及びと畜後検査を受けている。
- 4) 食肉を扱う施設は所管当局による監視を受けており、GMP、SSOP、HACCP 又は同等の体制に基づく管理を実施している。
- 5) 食肉は GCC 規則で定められている MRL を超えた有害物質を含まない。
- 6) 食肉は疾病管理のためにとさつした（殺処分した）動物由来ではない。
- 7) 食肉は、2001 年 10 月 15 日以降に日本で生まれ、飼育された動物（牛）に由来する。

署名：

所属及び役職：

所属する自治体名：

(別紙様式 3 - 3 食肉衛生証明書Annex様式 (製品名及びH S コード))
Annex

Certificate No. _____

Date of signature (発行日) : _____

製品明細

製品名	HS コード

(Signature of official : 署名) : _____

(Name of official : 氏名) : _____

(Official title : 役職名) : _____

Annex

Certificate No. _____

Date of signature (発行日) : _____

Identification number of cattle (個体識別番号)

(Signature of official : 署名) : _____

(Name of official : 氏名) : _____

(Official title : 役職名) : _____

اسم وشعار الجهة المانحة للشهادة									
Logo									
Health Certificate for Export of Beef from Japan to Kuwait					الشهادة الصحية لتصدير لحوم الأبقار من اليابان إلى الكويت				
I.1 Consignor (Exporter)		المرسل (المصدر) الاسم العنوان			I.2 Certificate Reference No.		الرقم المرجعي للشهادة الصحية		
Name Address					Place of Issue Date of Issue		مكان الإصدار تاريخ الإصدار		
I.4 Consignee (importer)		المرسل إليه (المستورد) الاسم العنوان			I.3 Competent/Certifying Authority Address		الجهة الرقابية المختصة العنوان		
Name Address					I.5 Country of origin		بلد المنشأ		ISO code
					I.6 Country of Destination		بلد الوصول		ISO code
I.7 Producer/Slaughterhouse Est. Name Address		الشركة الصناعة/المسلخ الاسم العنوان			I.8 Packing Est. (if applicable) Name Address		الشركة المعبأة (إن وجد) الاسم العنوان		
I.9 Border of Entry/Country of Destination		بلد الوصول /منفذ الدخول			I.10 Border of Loading/Country of Dispatch		بلد المغادرة/موقع التحميل		
I.11 Means of transport/conveyance By Air By Sea By Road		وسيلة النقل ☐ جوي ☐ بحري ☐ بري			I.12 Conveyance Identification No.		الرقم التعريفي/هوية وسيلة النقل		
					I.13 Temperature of Food product Ambient Chilled Frozen		درجة حرارة حفظ المادة الغذائية درجة حرارة الغرفة مبرد مجمد		
I.14 Commodities Certified for:					تم ترخيص البضائع لاستخدامها في:				
☐ أخرى Other ☐					☐ بعد معالجة إضافية After Further Process ☐ ☐ الاستهلاك الأدمي مباشرة: Human Consumption Directly: ☐				
I.15 Identification of the Food Products					توصيف وتصنيف الأغذية				
Name & Description of Food	HS-Code	Treatment Type	Brand Name	Production Date	Expiry Date	No Packages	Batch/Lot No.	Total Weight (Gross Weight)	
اسم ووصف المادة الغذائية	بند التعرفة الجمركية	نوع المعالجة (اختياري)	العلامة التجارية	تاريخ الإنتاج	تاريخ الانتهاء	عدد الطرود	رقم التشغيل/الدفعة	الوزن الكلي	

Health Attestations	الإفادات الصحية
General Attestations	إفادات عامة
The meat is safe and fit for human consumption.	أن اللحوم سليمة (آمنة) وصالحة للاستهلاك الآدمي
Animals have been slaughtered in a slaughterhouse approved and under the supervision of the competent authority of Japan and is approved by the GCC Authority.	تم ذبح الحيوانات في مسلخ مرخص وتحت إشراف الجهات المختصة في اليابان وموافق عليه من قبل دول مجلس التعاون لدول الخليج العربية.
The meat from animals that have been subjected to ante-mortem and post-mortem inspection by veterinarians assigned by the Competent Authority of the country of origin & have shown no signs of any of infectious diseases (as per WOAH guidelines).	أن اللحوم من حيوانات خضعت للفحص قبل الذبح وبعده من قبل أطباء بيطريين تابعين للجهة الرقابية المختصة في بلد المنشأ ولم تظهر عليه أعراض للأمراض المعدية (وفقاً لمعايير المنظمة العالمية للصحة الحيوانية).
The meat was handled at an establishment that implements Good Manufacturing Practices (GMP), Sanitation Standard Operating Procedures (SSOP) and Hazard Analysis and Critical Control Point Programs (HACCP) or an equivalent system, following the recommendations of Codex Alimentarius, with systematic verification of the Competent Authority in the country of origin.	تم إجراء عمليات تداول اللحوم في منشأة خاضعة للرقابة من قبل الجهة الرقابية المختصة، وتطبق ممارسات التصنيع الجيدة (GMP)، وإجراءات التشغيل الصحي القياسية (SSOP) وبرامج تحليل المخاطر ونقطة التحكم الحرجة (HACCP) أو ما يماثلها، وذلك بناءً على توصيات Codex Alimentarius، مع التحقق المنهجي من السلطة المختصة في بلد المنشأ.
Good veterinary practices have been applied in the use of veterinary medicines (including growth promoters) and agriculture chemicals in live animals, and any residues in meat comply with GCC requirements.	تم تطبيق الممارسات البيطرية الجيدة في استخدام الأدوية البيطرية (بما فيها محفزات النمو) والكيماويات الزراعية في الحيوانات الحية، وأن أي متبقيات في اللحوم متوافقة مع المتطلبات الخليجية ذات العلاقة.
The meat originates from animals that have not been slaughtered for the purpose of disease eradication or disease control.	أن مصدر اللحوم لم يتم ذبحها بقصد القضاء على الأمراض أو التحكم فيها.
The meat has not been derived from animals fed on meat and bone meal and greaves from ruminant origin – Attestation for ruminant meat only.	أن اللحوم ناتجة من حيوانات لم تتغذى على أعلاف تتضمن مساحيق اللحم والعظم وأية مخلفات بروتينية من أصل مجترات – إفادة خاصة بلحوم المجترات فقط
The meat is derived from animals that were born after the ban on the feeding of ruminant protein to ruminants - Attestation for ruminant meat only.	أن اللحوم ناتجة من حيوانات ولدت بعد تاريخ فرض الحظر على استخدام التغذية على بروتينات المجترات – إفادة خاصة بلحوم المجترات فقط
The meat derived from animals that were born and reared in Japan and officially registered with the competent authority in Japan, and have not been imported from any other country.	أن اللحوم ناتجة من حيوانات ولدت ونشأت في اليابان ومن قطعان مسجلة رسمياً لدى الجهات المختصة في اليابان، ولم يتم استيرادها من أي دولة أخرى.
Beef:	لحوم الأبقار:
The meat derived from animals originated from zones/ areas free from foot and mouth disease (FMD) and Rift valley fever (RVF) during the last 3 months prior to export, obtained from animals which have been reared in territory/ies [name]	أن الحيوانات الحية مصدر اللحوم من منطقة لم يسجل بها مرض الحمى القلاعية (FMD) وحمى الوادي المتصدع (RVE) خلال فترة لا تقل عن 3 شهور السابقة للتصدير، وربيت في المقاطعة/ المقاطعات [اسم المقاطعة]

*for zones where official FMD control programmed exists and/ or where FMD status is unknown, feet, head and viscera are not allowed to be exported to Kuwait.

*لا يسمح بتصدير الأقدام والرؤوس والاحشاء الى دولة الكويت من المناطق الخاضعة لبرنامج للسيطرة على مرض الحمى القلاعية أو / و مناطق بحالة حمى قلاعية غير المعروفة.

Health Attestations	الإفادات الصحية
General Attestation	إفادات عامة
Beef meat:	لحوم الأبقار:
The meat originates from sound and healthy cattle from herd where no typical case of BSE was registered and have not shown any clinical sign of BSE or other notifiable diseases, as listed on the (WOAH) list relevant to cattle.	ان اللحوم ناتجة من قطع من الأبقار السليمة والصحية حيث لم يتم تسجيل أي حالة مرضية لمرض جنون البقر بها ولم تظهر أي علامات سريرية تشير الى مرض جنون البقر أو غيره من الأمراض التي يمكن الإبلاغ عنها، كما هو مدرج في قائمة (المنظمة العالمية للصحة الحيوانية) ذات الصلة بالماشية.
Japan is recognized by the World Organization for Animal Health (WOAH) as negligible risk country for bovine spongiform encephalopathy (BSE) and maintains a surveillance program for the disease, implemented along the lines recommended by the (WOAH), complies with the conditions in Chapter 11.4 (Terrestrial Animal Health Code).	اليابان مصنفة من قبل (المنظمة العالمية للصحة الحيوانية) كدولة ذات مخاطر لا تذكر لمرض جنون البقر، ويتم تنفيذ برنامج رصد لمرض جنون البقر BSE وفقاً للتوجيهات الموصى بها من قبل (المنظمة العالمية للصحة الحيوانية) وبما يتوافق مع الشروط الواردة في الفصل 11.4 (دستور حيوانات اليابسة).
Additional Health Attestations/Declarations (if deemed necessary)	إفادات صحية إضافية خاصة (إذا تطلب الأمر ذلك)
I the undersigned, authorized person, certify that the good described above meets all the requirements mentioned in this certificate.	أنا الموقع أدناه المسئول المختص أفيد بأن البضاعة الواردة أوصافها أعلاه تستوفي جميع الشروط الصحية الواردة في الشهادة.
Authorized officer Name & Position Name of the Responsible Department Official Stamp Date:	اسم ووظيفة الشخص المختص اسم الإدارة التي يتبع لها الختم الرسمي التاريخ:

別紙様式 5



別添 1

輸出証明書発給システム又は電子メールによる 確認書の発行申請手続

1 確認書の発行申請前の手続

輸出証明書発給システムにより発行申請を行う場合、申請者は、別紙 ZZ-01「一元的な輸出証明書発給システムについて」に基づき、システム利用申請の手続きを行うこと。

2 確認書の発行申請手続

申請者は、牛肉を輸出しようとする都度、輸出証明書発給システム又は電子メールを利用して確認書の発行申請に必要な書類を管轄の家畜保健衛生所宛てに提出すること。

また、発行申請に当たっては、以下の事項に留意すること。

- (1) 申請に利用する情報システムについて、セキュリティ対策に努めること。
- (2) 輸出証明書発給システムにより申請した場合、確認書は、システムによる電子的な交付となる。

別添 2

輸出証明書発給システム又は電子メールによる 食肉衛生証明書の発行申請手続

1 食肉衛生証明書の発行申請前の手続

輸出証明書発給システムにより発行申請を行う場合、申請者は、別紙 ZZ-01「一元的な輸出証明書発給システムについて」に基づき、システム利用申請の手続を行うこと。

2 食肉衛生証明書の発行申請手続

申請者は、牛肉を輸出しようとする都度、輸出証明書発給システム又は電子メールを利用して食肉衛生証明書の発行申請に必要な書類を管轄の食肉衛生検査所等宛てに提出すること。なお、輸出証明書発給システムにより申請を行う場合は、別紙様式 3-1 による衛生証明書発行申請書は不要とすること。

また、発行申請に当たっては、以下の事項に留意すること。

- (1) 申請に利用する情報システムについて、セキュリティ対策に努めること。
- (2) 食肉衛生証明書は、従来どおり書面による交付となることから、受取方法について食肉衛生検査所等とあらかじめ調整すること。

別添 3

食肉衛生証明書発行に係る留意事項について

食肉衛生検査所等は、下記の事項に留意し作成すること。（輸出証明書発給システムによる申請の場合には、当該システムにより下記の事項は自動的に処理され証明書が作成される。）

- 1 食肉衛生証明書の全てのページ下部中央にページ番号を、右上部に様式内の証明書番号記載欄とは別に証明書番号を付し、当該証明書が複数枚にわたっても一連の証明書であることが明確となるようにすること。なお、ページ番号の記載方法は、例えば当該証明書が3枚組で当該ページが1ページ目の時は1／3と記載すること。
- 2 すでに発行した食肉衛生証明書であって、記載事項の誤り等により当該証明書を訂正し、新たに発行を行う場合、新しく発行される当該証明書の左上部に「(訂正前の証明書の発行日). 付け証明書番号 No. (訂正前の証明書の発行番号)の差し替え」と記載すること。（例 2022/1/31. 付け証明書番号 No. 2200001の差し替え）